

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成28年2月22日 14時00分ごろ
発生場所	長崎県 ^い 壱岐市壱岐島西方沖 手長島 ^{たながしま} 灯台から真方位343° 3,800m付近 (概位 北緯33° 52.0′ 東経129° 38.8′)
事故の概要	遊漁船 ^{かいおう} 海皇は、帰航するため機関を始動したところ警報が鳴り、機関室内に浸水が確認された。 海皇は、船尾管軸封装置に焼損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月23日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 海皇、4.88トン
船舶番号、船舶所有者等	290-58801佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾管軸封装置に焼損、クラッチに濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、壱岐島西方沖での釣りを終え、佐賀県唐津市に向けて帰航することとし、主機を始動したところ、主機計器盤のクラッチ潤滑油圧力低下を知らせる警報が鳴り、機関室を点検したところ浸水を確認した。 船長は、自力航行を断念し、海上保安庁に救援を要請し、来援した水難救済会の救援船に ^い えい航され、壱岐市 ^{ゆの} 湯ノ本漁港に入港した。 船長は、本事故後、船尾管軸封装置のグランドパッキンに焼損及び主機から同軸封装置に送られる潤滑水の通水口に保護亜鉛の破片による目詰まりを認めた。
分析	本船は、壱岐島西方沖で釣りをしながら漂泊中、船尾管軸封装置への潤滑水の供給が絶たれ、同軸封装置のグランドパッキンが焼損したことから、機関室に船外の海水が浸入したものと考えられる。 本船は、船尾管軸封装置への潤滑水の供給が絶たれたことから、グランドパッキンの潤滑及び冷却が不良となり、グランドパッキンが焼損したものと考えられる。 本船は、主機の冷却器に取り付けられている保護亜鉛の破片が、船尾管軸封装置に送られる潤滑水の通水口に入り込んだことから、目詰まりを起こして船尾管軸封装置への潤滑水の供給が絶たれたものと考

	えられる。
原因	本事故は、本船が、壱岐島西方沖で釣りをしながら漂泊中、船尾管軸封装置への潤滑水の供給が絶たれ、同装置のグランドパッキンが焼損したため、機関室に船外の海水が浸入したことにより発生したものと考えられる。